

【後見事務の終了の手続】

Q 1 8 未成年者が成年に達しました。どうすればよいですか。

- 1 未成年者が成人して10日以内に、未成年者の本籍地または後見人の住所地の市区町村役場に後見が終了した旨の届出をしてください。

※ 令和4年4月1日から民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）が施行されたことにより、成年年齢が18歳に引き下げられました。

- 2 成人して2か月以内に管理財産を計算（精算）してください。
- 3 管理財産の計算（精算）後、すみやかに以下のものを裁判所に提出してください。

- (1) 未成年後見事務報告書（終了報告）（86頁）
- (2) 財産目録（終了報告用）（88頁）
- (3) 未成年者の預貯金通帳のコピー

すべて記帳した上で、表紙、表紙をめくってすぐの見開きページおよび前回の定期報告以降の取引履歴部分のコピーを提出してください。前回の定期報告以降、変動がなかった場合も提出してください。

- (4) 財産の引継ぎに関する報告書（89頁）

後見人が保管していた未成年者の財産および関連する通帳、証書、資料などを、未成年者に引き継ぎ、「財産の引継ぎに関する報告書」を作成し、提出してください。財産の引継ぎについては、34頁、Q21を参照してください。

以下のものは所有している場合のみ提出してください。

- (5) 最新の有価証券取引残高報告書のコピー
- (6) 最新の保険証券のコピー
- (7) 最新の固定資産評価証明書または納税通知書などのコピー
- (8) 最新の債権・その他資産・負債に関する明細書のコピー

- 4 後見人が報酬を求める場合は、3の書類の提出に併せて報酬付与の申立てをしてください。必要書類は、23頁、Q11記載の(1)から(4)です。

【後見事務の終了の手続】

Q 1 9 未成年者との養子縁組などにより、未成年者に親権を行使できる人ができました。どうすればよいですか。

未成年者が養子縁組をしたり、親権を喪失し、または停止されていた実親の親権が回復したりするなどして、未成年者に親権を行使できる人ができた場合、後見は終了します。後見人は次の手続をしてください。

- 1 後見の終了原因が発生した日から10日以内に、未成年者の本籍地または後見人の住所地の市区町村役場に後見が終了した旨の届出をしてください。
- 2 後見の終了原因が発生した日から2か月以内に管理財産を計算（精算）してください。
- 3 管理財産の計算（精算）後、すみやかに以下のものを裁判所に提出してください。

- (1) 未成年者の新しい戸籍謄本
- (2) 未成年後見事務報告書（終了報告）（86頁）
- (3) 財産目録（終了報告用）（88頁）
- (4) 未成年者の預貯金通帳のコピー

すべて記帳した上で、表紙、表紙をめくってすぐの見開きページおよび前回の定期報告以降の取引履歴部分のコピーを提出してください。前回の定期報告以降、変動がなかった場合も提出してください。

- (5) 財産の引継ぎに関する報告書（89頁）

後見人が保管していた未成年者の財産および関連する通帳、証書、資料などを、未成年者の親権者に引き継ぎ、「財産の引継ぎに関する報告書」を作成し、提出してください。財産の引継ぎについては、34頁、Q21を参照してください。

以下のものは所有している場合のみ提出してください。

- (6) 最新の有価証券取引残高報告書のコピー
- (7) 最新の保険証券のコピー
- (8) 最新の固定資産評価証明書または納税通知書などのコピー
- (9) 最新の債権・その他資産・負債に関する明細書のコピー

- 4 後見人が報酬を求める場合は、3の書類の提出に併せて報酬付与の申立てをしてください。必要書類は、23頁、Q11記載の(1)から(4)です。

【後見事務の終了の手続】

Q 2 0 未成年者が死亡しました。何か手続は必要ですか。

1 未成年者の死亡により後見は終了します。後見人は、死亡の日から10日以内に、未成年者の本籍地または後見人の住所地の市区町村役場に後見が終了した旨の届出をしてください。

2 未成年者の死亡の日から2か月以内に管理財産を計算（精算）してください。

3 管理財産の計算（精算）後、すみやかに以下のものを裁判所に提出してください。

(1) 未成年者の死亡診断書のコピーまたは死亡した旨の記載のある戸籍謄本

(2) 未成年後見事務報告書（終了報告）（86頁）

(3) 財産目録（終了報告用）（88頁）

(4) 未成年者の預貯金通帳のコピー

すべて記帳した上で、表紙、表紙をめくってすぐの見開きページおよび前回の定期報告以降の取引履歴部分のコピーを提出してください。前回の定期報告以降、変動がなかった場合も提出してください。

(5) 財産の引継ぎに関する報告書（89頁）

後見人が保管していた未成年者の財産および関連する通帳、証書、資料などを、未成年者の相続人の一人に引き継ぎ、「財産の引継ぎに関する報告書」を作成し、提出してください。財産の引継ぎについては、34頁、Q21を参照してください。

以下のものは所有している場合のみ提出してください。

(6) 最新の有価証券取引残高報告書のコピー

(7) 最新の保険証券のコピー

(8) 最新の固定資産評価証明書または納税通知書などのコピー

(9) 最新の債権・その他資産・負債に関する明細書のコピー

4 後見人が報酬を求める場合は、3の書類の提出に併せて報酬付与の申立てをしてください。必要書類は、23頁、Q11記載の(1)から(4)です。

【後見事務の終了の手続】

Q 2 1 後見事務終了時の財産の引継ぎは、どのようにすればよいですか。

- 1 後見が終了した場合、後見人は、2 か月以内に管理財産を計算（精算）し、その財産を引き継がなければなりません。
- 2 後見の終了原因および財産を引き継ぐ相手方は、以下のとおりです。

終 了 原 因	財産を引き継ぐ相手方
未成年者が成年に達した場合 (Q 1 8 3 1 頁)	成年に達した未成年者
養子縁組などにより未成年者に親権 を行使できる人ができた場合 (Q 1 9 3 2 頁)	親権者となった者
未成年者が死亡した場合 (Q 2 0 3 3 頁)	死亡した未成年者の相続人

- 3 後見人は、財産の引継ぎに先立ち、以下のような事務を行う必要があります。財産の引継ぎは、後見が終了した後2 か月以内に行う必要がありますので、遅れることのないよう留意してください。

なお、後見監督人が選任されている場合は、後見監督人の指示に従ってください。

- (1) 後見人が手元で管理している財産および関係資料を整理する。
 - (2) 後見人在職中の収入・支出を計算（精算）する。
 - (3) 後見終了時の未成年者の財産（負債）の内容を確認する。
 - (4) 裁判所への提出資料（Q 1 8 から Q 2 0 を参照）を作成・準備する。
- 4 後見人は、後見が終了した後2 か月以内に、2 に記載した「財産を引き継ぐ相手方」に対し、以下のとおり財産の引継ぎを行ってください。

【財産の引継ぎ】

- (1) 現金、貴金属など（後見人が手元で保管している場合）
- (2) 預貯金通帳、印鑑、権利証、その他財産関係資料・物品（後見人が手元で保管している場合）

【財産の引継ぎの際に相手方に交付する書面】

- (3) 財産目録（終了報告用）（裁判所に提出するものと同じもの）
- (4) 財産目録（終了報告用）に記載されていない資料や物品を引き継ぐ場合は、そ

の内容を記載した書面

- 5 後見人は、4の財産の引継ぎにあたり、「財産の引継ぎに関する報告書」(89頁)の上段部分を作成し、「引継ぎの相手方」から、同書式中の「引継書」(下段部分)に記名押印を受けてください。
- 6 後見人は、財産の引継ぎが完了した後、「財産の引継ぎに関する報告書」(引継書の欄に記名押印のあるもの)を裁判所へ提出してください。

財産引継ぎに関するトラブル

財産を引き継ぐ相手方が未成年者で、引き継ぐ財産が高額の場合は、財産の引継ぎに際してトラブルが発生しやすい傾向があります。このような事案では、裁判所は、財産の引継ぎが適切に行われたかどうか、適宜未成年者などに確認を行っています。後見人は、財産の引継ぎ漏れがないよう、適切な引継ぎを心掛けてください。